

ベトナム統計総局との 公的統計 ICT システムの導入に関する覚書の概要

1. 目的

ベトナムにおける公的統計の ICT 化を推進するため、総務省統計局とベトナム統計総局が緊密に連携し、総務省統計局が開発する公的統計に関する ICT システムをベトナム統計総局に導入すること

2. 活動の範囲

- (1) 2021 年ベトナム経済センサスに活用するため、統計 ICT システムのサブシステムのうちオンライン調査システムを第一に導入する。
- (2) 他のサブシステムについて、両国はベトナム統計総局が要望したシステムの必要性を協議し、導入可能な場合は、順次導入することとする。

3. 両国の役割

- (1) 総務省統計局は、統計 ICT システムの開発等を行う。
 - ① 開発対象の統計 ICT システムは、以下の 5 つのサブシステムとする。
 - ・ オンライン調査システム
 - ・ 政府統計の総合窓口 (e-Stat)
 - ・ 統計表管理システム
 - ・ 統計情報データベース
 - ・ 統計地理情報システム
 - ② サブシステムのインストール、動作確認テストに関する専門家の派遣等
- (2) ベトナム統計総局は、統計 ICT システム導入に係る環境整備、運営等を行う。
 - ① ICT 基盤の準備等
 - ② システム運用
 - ③ ベトナム語の辞書作成、ベトナム用のカスタマイズに関すること

4. 開始日及び終了

本覚書は、両国による署名の日に開始する。また、終了は 6 か月前の書面による通知をもって終了する。

5. 覚書の署名日及び署名者

署名日： 平成 30 年 8 月 7 日 (火)
場 所： ベトナム統計総局 (ハノイ市)
署名者： 総務省統計局長 (日本側)
ベトナム統計総局長 (ベトナム側)